

(様式2)

3政第 369号
令和4年1月14日

内閣総理大臣 殿

福島市長 木幡 浩
(公印省略)

帰還・移住等環境整備事業計画の変更について

令和3年3月30日付けで提出した福島県(福島市)帰還・移住等環境整備事業計画について、福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)実施要綱第4の7の規定に基づき、別添のとおり変更するので提出します。

(様式1-2)

福島市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等

基金設置の有無: 有 設置の時期: 平成29年3月

令和4年1月時点 (単位:千円)

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費(注3), 各年度の交付対象事業費(注4) (平成25年度 to 令和7年度), 全体事業費(注5), 全体事業期間, 備考(注6). Rows include projects like '農作物・食品放射能測定事業', '放射線マップ作成事業', etc.

Summary table with columns: 県名 (福島県), 担当部署名(注7) (政策調整部 政策調整課), 担当氏名(注7) (高野 隆一), 市町村名(注7) (福島市), 電話番号(注7) (024-525-3788), メールアドレス(注7) (seichou@city.fukushima.jp).

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、(実施要綱別表の番号)-同一事業計画中の同様の事業の通し番号、効果促進事業等については、(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)となるよう記載する。
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注3)「総交付対象事業費」は、「交付期間」を通じての全ての事業費を記載する。
(注3,4)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。
(注4)各年度の交付対象事業費(中段)のうち、様式1-4で提出された年度の値が配分(申請)に係る交付対象事業費となる。
(注5)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。
(注6)年度間調整又は事業間流用を行った場合には、「備考」に年度間調整又は事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。
(注7)共同で作成する場合においては、「担当者氏名」等は共同で作成する福島県又は避難指示・解除区域市町村等の担当者名を並べて記載する。

(様式 1-3)

福島県（福島市）帰還環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| NO. | 1 | 事業名 | 農作物・食品放射能測定事業 | 事業番号 | (3)-23-1 |
|---|--------------------------------|---------------|--------------------------------|------|----------|
| 交付団体 | 福島市 | 事業実施主体（直接/間接） | 福島市（直接） | | |
| 総交付対象事業費 | (566,789) (千円) 613,519 (千円) | 全体事業費 | (566,789) (千円) 613,519 (千円) | | |
| 帰還・移住等環境整備に関する目標 | | | | | |
| <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、市内の空間放射線量が比較的高い状況となり、今でも不安を抱えながらの生活を強いられている住民もいる。</p> <p>食生活への影響も大きく、市内産の米や特産品である果樹、山菜やきのこなどから放射性物質が検出され、高い濃度ものは出荷制限がかかるなど食の安全・安心という生活の最も基本的な部分に対する不安が広がった。</p> <p>事故発生から 10 年が経過した現在でも、きのこや山菜などからは高い濃度で放射性物質が検出される場合もある。また、一般家庭で栽培された野菜等に含まれる放射性物質が気になることから、気軽におすそ分けしたり、また、頂いたものを気にせず食べることに抵抗を憶える市民もいる。</p> <p>市民が食品や飲料水を持ち込んで放射性物質の測定ができ、食品等の安全性を自ら確認することができる体制を継続し、また、市内で製造、販売、加工されている食品についても放射性物質の基準値を超えたものが流通することがない体制を構築することで、市民が抱える食に対する不安を軽減し、さらに測定結果を公表することで地域の帰還・移住等環境の整備を目標とする。</p> | | | | | |
| 事業概要 | | | | | |
| 1 農産物・食品等放射能測定事業 | | | | | |
| <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、市内の空間放射線量が比較的高い状況となった。食生活への影響も大きく、市内産の米や特産品である果樹、山菜やきのこなどから放射性物質が検出され、食の安全・安心という生活の最も基本的な事への不安が広がった。</p> <p>これら市民が抱える食に対する不安を解消するために、市民が家庭菜園の農作物等や飲料水等を持ち込んで放射性物質の測定ができる体制を継続する。</p> <p>測定結果については、品目ごとに集計し放射性物質の検出傾向を分析したものを市ホームページで公表することにより、測定したことのない市民や自主的に避難している方にも家庭菜園の農産物・食品等の現状を知ってもらい、食への不安軽減への一助とする。</p> | | | | | |
| (1) 測定場所及び予約・受付日 | | | | | |
| ①予約・受付日：月曜日～金曜日（祝日、12月29日から1月3日を除く）。 | | | | | |
| ②測定場所：別表のとおり（測定所 11 ヶ所を開設）。 | | | | | |
| ○市民からの要望の多い非破壊式放射能測定器（丸ごと測定器）による測定を中心とする体制を構築。 | | | | | |
| ○破壊式放射能測定器（井戸水・湧き水などの飲用水や刻んだ食品などを測定）については、平成 29 年度より各測定所から回収し、放射線モニタリングセンターで一括対応。 | | | | | |
| ○平成 31 年 3 月 31 日、コラッセふくしま（受付のみ）測定所を閉所。 | | | | | |
| ○令和 3 年 4 月 1 日より、測定所を 19 ヶ所から 11 ヶ所へ再編。また、土曜日の測定を終了。 | | | | | |
| ○市民の利便性を鑑み、年度末までに立子山支所から飯野支所へ移設予定。 | | | | | |

【別表】

| No. | 施設名 | 住所 | 受付電話番号 | 非破壊式放射能測定装置配備 |
|-----|---------------------|----------------|---------------|---------------|
| 1 | 放射線モニタリングセンター | 福島市桜木町8-13 | 080-5737-1507 | ○ |
| 2 | 東部支所・学習センター | 福島市岡部字高畑46 | 080-5737-1493 | ○ |
| 3 | 北信支所・学習センター | 福島市鎌田字中江1 | 080-5737-1495 | ○ |
| 4 | 飯坂支所・学習センター | 福島市飯坂町字銀杏6-11 | 080-5737-1502 | ○ |
| 5 | 松川支所・学習センター | 福島市松川町字杉内33 | 080-5737-1503 | ○ |
| 6 | 信夫支所・学習センター | 福島市大森字馬場1 | 080-5737-1505 | ○ |
| 7 | 吾妻支所・学習センター | 福島市笹木野字折杉41-1 | 080-5737-1506 | ○ |
| 8 | 渡利学習センター | 福島市渡利字岩崎町190 | 080-5737-1486 | ○ |
| 9 | 信陵支所・学習センター | 福島市笹谷字オノ神1 | 080-5737-1500 | ○ |
| 10 | 大波出張所 (大波多目的集会所) | 福島市大波字滝ノ入48 | 080-5737-1494 | ◎ |
| 11 | 立子山支所 | 福島市立子山字竹ノ下24-1 | 080-5737-1501 | ◎ |

◎については、平成26年度再生加速化交付金にて配備。

○放射線モニタリングセンター【表中のNo.1】

非破壊式放射能測定器（丸ごと測定器）と破壊式放射能測定器を配備。

破壊式放射能測定器の測定結果が50ベクレルを超えた場合の確定測定を行うゲルマニウム半導体検出器は福島市保健所検査棟に配備。

○支所・出張所、学習センター【表中のNo.2～No.11】

非破壊式放射能測定器（丸ごと測定器）のみを配備。

(2) 測定対象者

市内に住所を有する方

(3) 測定品目

家庭菜園や自家農園などの農産物、飲用水（井戸水、湧き水など）、その他の食品

(4) 申込方法：電話による事前予約

(5) 持ち込み方法

①非破壊式放射能測定器（丸ごと測定器）

農産物等は、700グラム以上を洗ってそのまま持参。

②破壊式放射能測定器（刻む測定器）

飲料水は、1リットルをペットボトル等に入れて持参。

農産物等は、500グラム以上を洗ってみじん切りして持参。

(6) 測定結果

①非破壊式放射能測定器（丸ごと測定器）：持ち込んでから約20分後に手渡しする。

②破壊式放射能測定器（刻む測定器）：放射線モニタリングセンターで測定後、郵送。

③刻む測定で、測定結果が50ベクレルを超えた場合、福島市保健所検査棟においてゲルマニウム半導体検出器で確定測定。

(7) 測定員：外部業者委託

(8) 食品等農産物放射能測定支援業務

本市では、東北大学が開発した自家消費野菜等の食品等農産物放射能測定を行う「非破壊式放射能測定器」を運用していることから、改良したソフトウェアの導入・運用等の研修及び、放射能に関する食品等農産物への助言、指導を行う。

2 食品衛生法に基づく食品中放射性物質検査業務

原子力災害対策本部および厚生労働省が定めたガイドラインに基づき、市内で製造、販売、加工されている食品について、放射性物質の基準値を超えた食品が流通することがないように収去検査を行う。

この検査は、原発事故により放射能の影響を受けたために必要になった業務であり、個人線量管理の一環である。

測定結果については、市ホームページで公表することにより、住民や自主的に避難している方にも流通している食品の現状を知ってもらい、食への不安軽減への一助とする。

(1) 測定場所

福島市保健所検査棟 福島市森合町 10-15

(2) 検体確保の方法

食品衛生法に基づき、流通している食品を市の食品衛生監視員（職員）が計画的に収去し、検体を確保する。

(3) 収去計画

4月から3月までの間に24日間
年間180検体

(4) 主な対象食品

菓子類、漬物、食肉加工品、そうざい、果実加工品、魚介類加工品、清涼飲料水、大豆加工品、酒類、冷凍食品、めん類、乾燥野菜、乳製品、アイスクリームなど

(5) 検査方法

前処理（刻み処理）を行った検体を、測定容器に入れ、ゲルマニウム半導体検出器を使用し、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理」（食品 GLP）で示されている手順に従って検査を行うことにより、より精密な検査結果を得られる。

(6) 測定員：市職員

前処理：外部業者委託

(7) 測定結果

測定結果については、収去を行った事業者に対して、郵送により検査結果を送付する。

3 福島市総合計画における位置づけ

総合計画の重点施策2「復興・創生のための放射線対策と風評払拭の推進」、個別施策5「放射線対策の充実」の「(3) 空間放射線量のモニタリング・食の安心安全の確保」に位置づけている。

当面の事業概要

<令和4年度>

1 農産物・食品等放射能測定事業

上記事業概要に記載のとおり、市内11ヵ所を開設し、非破壊式放射能測定器（丸ごと測定器）による測定を中心とする体制を継続し、農産物・食品等の簡易放射能測定を実施し、測定に使用している測定装置については、年1回の点検校正を行う。なお、市民の利便性を鑑み、年度末までに立子山支所から飯野支所へ移設する予定である。

また、東北大学と連携し、農産物・食品等放射能事業に使用している機械へ改良したソフトウェアの導入、運用等の研修及び、食品等農産物に含まれる放射性物質に関する助言、指導を行う。

2 食品衛生法に基づく食品中放射性物質検査業務

上記事業概要に記載のとおり、福島市保健所検査棟において、ゲルマニウム半導体検出器による測定体制を構築し、市内で製造・販売・加工されている食品について食品衛生法に基づく食品中放射性物質検査業務を行う。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

東京電力福島第一原子力発電所の事故は食生活への影響も大きく、市内産の農産物から放射性物質が検出されるなど、食の安全・安心という生活の最も基本的な部分への不安が広がった。

事故発生から10年が経過した現在でも、きのこや山菜などからは高い濃度で放射性物質が検出される場合もある。また、一般家庭で栽培された野菜等に含まれる放射線物質が気になることから、気軽におすそ分けをしたり、また、頂いたものを気にせず食べることに抵抗を憶える住民もいる。

市民が食品や飲料水を持ち込んで放射性物質の測定ができ、食品等の安全性を自ら確認することができる体制を継続し、また、市内で製造、販売、加工されている食品についても放射性物質の基準値を超えたものが流通することがない体制を構築することで、市民が抱える食に対する不安を軽減し、さらに測定結果を公表することで地域の帰還・移住等環境の整備を図ることができる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(参考様式)

福島県(福島市)福島再生加速化交付金事業計画 福島再生加速化交付金事業等工程表 (令和4年度)

令和4年1月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| 交付団体 | 福島市 | No. | 1 | 事業番号 | (3)-23-1 | 事業名 | 農作物・食品放射能測定事業 | 事業実施主体 | 福島市 |
|------------------|-----------|-------|-------|--------|----------|--------|---------------|----------|-------------|
| 項目 | 令和4年度 | | | | | | | | 備考 |
| | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | |
| 食品放射能測定業務委託 | ● 測定業務の発注 | | | | | | | | 測定結果は毎月公表する |
| 非破壊式放射能測定装置点検校正 | | | | | ● 発注 | → 点検校正 | | | |
| 測定所移設に伴う機器調整業務委託 | | | | | | | ● 発注 | → 移設調整作業 | |
| 福島市放射能モニタリング支援業務 | ● 支援業務の発注 | | | | | | | | |
| 食品中放射性物質検査業務 | | | | | | | | | 測定結果は毎月公表する |
| ゲルマニウム半導体検出器点検校正 | | | ● 発注 | → 点検校正 | | | | | |
| | | | | | | | | | |

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成〇〇年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

福島県（福島市）帰還環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| N0. | 4 | 事業名 | 環境放射線量測定事業 | 事業番号 | (3)-23-4 | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------|---------------|--------------------------------|------|----------|------|-------|------|-----------|-------|-----------|--------|--------|------------|-------|---|--------|--|
| 交付団体 | 福島市 | 事業実施主体（直接/間接） | 福島市（直接） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総交付対象事業費 | (300,901) (千円) 343,341 (千円) | 全体事業費 | (300,901) (千円) 343,341 (千円) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 帰還・移住等環境整備に関する目標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故から 10 年が経過し、除染の実施や放射性物質の物理学的減衰、ウェザリング効果により、放射線量は事故当時に比べ確実に低減しているものの、現在でも放射線による健康被害への不安を感じている市民もいる。</p> <p>放射線に対する不安の軽減には、市民が現在の放射線量を正しく理解することが不可欠である。</p> <p>そのためには、身近な場所の空間放射線量を定期的に測定し、その経年変化等をわかりやすく公表する取り組みを継続していくとともに、日常的な生活の中でも市民がその空間放射線量に強い関心を持つ場所（乳幼児が集う児童公園や児童・生徒がスポーツを行う運動公園、町内会活動の拠点となる都市公園等）については、詳細な測定を実施し、結果を発信していくことがとても重要である。</p> <p>また、行政からの発信のみならず、簡易放射線量測定器の貸し出しにより、市民が放射線量に不安がある場所を自ら測定できる環境を維持していく必要もある。</p> <p>市民が現状を正しく理解することで、放射線に対する不安が軽減し、将来にわたり安心して福島で生活し続けることができ、地域の帰還・移住等環境の整備を目標とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 環境放射線量の定点測定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市内の代表地点や教育施設、特に人が多く集まる場所等の 160 地点の放射線量について、1 年を通し定期的に測定し、最新の測定結果として公表するとともに、測定開始時からの経年変化についてもわかりやすく発信する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 測定箇所及び測定頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"><thead><tr><th>測定区分</th><th>測定箇所数</th><th>測定頻度</th></tr></thead><tbody><tr><td>本庁・支所・出張所</td><td>19 箇所</td><td rowspan="3">2 ヶ月に 1 回</td></tr><tr><td>小・中学校等</td><td>107 箇所</td></tr><tr><td>人が多く集まる施設等</td><td>34 箇所</td></tr><tr><td>計</td><td>160 箇所</td><td></td></tr></tbody></table> | | | | | | 測定区分 | 測定箇所数 | 測定頻度 | 本庁・支所・出張所 | 19 箇所 | 2 ヶ月に 1 回 | 小・中学校等 | 107 箇所 | 人が多く集まる施設等 | 34 箇所 | 計 | 160 箇所 | |
| 測定区分 | 測定箇所数 | 測定頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本庁・支所・出張所 | 19 箇所 | 2 ヶ月に 1 回 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小・中学校等 | 107 箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人が多く集まる施設等 | 34 箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 160 箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 測定方法 NaI シンチレーション方式サーベイメータによる測定 1 施設、1 地点、測定高さ（1m又は 50 cm、1 cm）を 5 回測定、平均値を確定測定値とする | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 測定員 外部業者委託 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 測定結果 測定結果は、随時、市ホームページに公表する | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 分析 測定値やウェザリング効果（風雨等の自然現象における放射性物質の移動）の分析等を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 公園の環境放射線量測定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日常的な生活の中でも市民がその空間放射線量に強い関心を持つ場所（乳幼児が集う児童公園や児童・生徒がスポーツを行う運動公園、町内会活動の拠点となる都市公園等）の放射線量について、園内を詳細に測定し、詳細結果を現地において公表する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 測定箇所及び測定頻度 市内の公園 561 箇所、年 2 回測定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 測定方法 NaI シンチレーション方式サーベイメータによる測定 1 公園、5 地点、測定高さ（50 cm、1 cm）を 5 回測定、平均値を確定測定値とする | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 測定員 外部業者委託 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

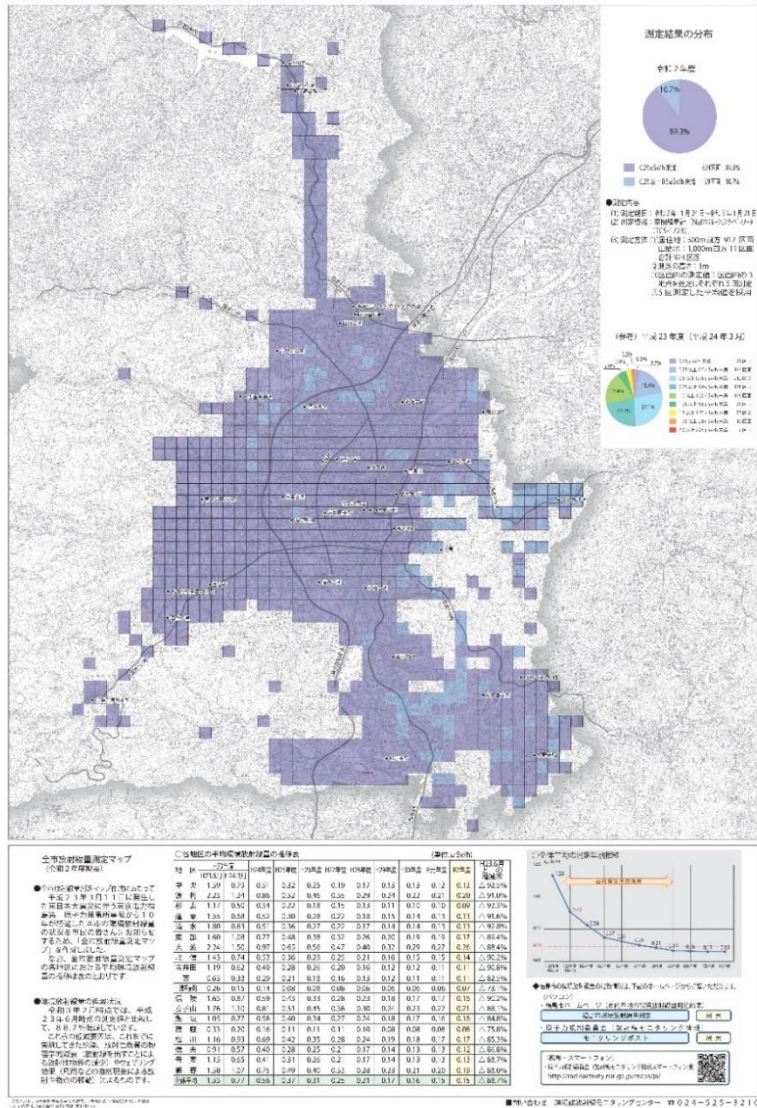
- (4) 測定結果 測定結果は、公園内に設置の線量表示板に測定数値を記入するほか、市ホームページで公表する

3 放射線量マップの作成（年1回）

原子力発電所事故後の市内の放射線量を一齐に測定し、測定結果を区画ごとに色分けしたマップを作成する。過去の測定マップを併せて掲載することにより経年変化の状況をわかりやすく表示する。

- (1) 測定方法 NaI シンチレーション方式サーベイメータにより1mの高さで5回測定
- (2) 測定場所 市内約3,000箇所
- (3) 作成するマップ 市内全域を500mメッシュ（山間部については、1,000mメッシュ）で約1,000区画に区切り、それぞれの測定地点（3箇所）の結果を平均した数値により色分けする。※下図参照
- (4) 分析 測定値やウェザリング効果（風雨等の自然現象における放射性物質の移動）の分析等を行う。
- (5) 公表方法 作成したマップを放射線モニタリングセンター及び各支所等の窓口にて希望者に配布し、市のホームページに掲載する。
また、マップデータを5区域に分割し、細かい部分を大きく見やすくしたものを各支所等に掲示し、市ホームページにも掲載する。

全市放射線量測定マップ(令和2年度版) ～復興に向けた福島市の今～ 令和3年(2021年)3月作成



| |
|---|
| <p>4 簡易放射線量測定器の町内会等への貸し出し</p> <p>市内の約 870 ある町内会の中で希望する町内会や市内各小・中学校、幼稚園等に対し、市で所有する簡易放射線量測定器を配備し、町内会の中での個人貸し出しや各施設内で市民が放射線量に不安がある場所を自ら測定できる環境を整備する。</p> <p>一般個人や団体からの要請についても、随時、簡易放射線量測定器の貸し出しを実施する。</p> <p>また、放射線量の正確な測定を確保するため、測定器の点検校正を実施する。</p> <p>5 福島市総合計画における位置づけ</p> <p>総合計画の重点施策 2 「復興・創生のための放射線対策と風評払拭の推進」、個別施策 5 「放射線対策の充実」の「(3) 空間放射線量のモニタリング・食の安心安全の確保」に位置づけている。</p> |
|---|

当面の事業概要

| |
|---|
| <p><令和 4 年度></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内各定点の放射線量を定期的に測定し（2 ヶ月に 1 回、測定は委託業者）、測定結果を分析し市ホームページで随時公表する。 2 市内公園の放射線量を測定し（年 2 回、測定は委託業者）、公園内に設置の線量表示板に測定数値を記入して公園利用者に明示するほか、測定結果を市ホームページで公表する。 3 全市放射線量測定を業者へ委託し、印刷したマップ（約 3,000 部）は、モニタリングセンター、支所・出張所等の窓口に配置し希望者へ配布するとともに、PDF データを市ホームページに掲載する。 また、市ホームページ掲載用データ作成を委託し、全市マップを 5 区域に分割し、細かい部分を大きく見やすくして各支所等に掲示するとともに、市ホームページにも掲載する。 4 市で作成する放射線量マップのデータについて、東北大学と連携しデータの分析を行う。 5 各町内会・個人等へ貸し出す簡易放射線測定器（CsI シンチレーションサーベイメータ）500 台について、年 1 回点検校正を実施する。 |
|---|

地域の帰還・移住等環境整備との関係

| |
|---|
| <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故から 10 年が経過し、除染の実施や放射性物質の物理学的減衰、ウェザリング効果により、放射線量は事故当時に比べ、確実に低減しているものの、現在でも放射線による健康被害への不安を感じている市民も多い。</p> <p>市全体の居住地域や日常生活に関わる公園等の環境放射線量について継続的に測定・監視していくことで、市民が市内の放射線量の現況や変化を正しく理解し、目に見えない放射線に対する不安を軽減し、将来にわたり安心して福島で生活し続けることができ、地域の帰還・移住等環境整備を図ることができる。</p> |
|---|

関連する事業の概要

| |
|--|
| |
|--|

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| 関連する基幹事業 | |
|-----------|--|
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(参考様式)

福島県(福島市)福島再生加速化交付金事業計画 福島再生加速化交付金事業等工程表 (令和4年度)

令和4年1月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| 交付団体 | No. | 4 | 事業番号 | (3)-23-4 | 事業名 | 環境放射線量測定事業 | 事業実施主体 | 福島市 | | | |
|------------------|--------------|---------------|--------------|----------|--------------|------------|-----------|-------|--|-------------------------------|-----------------------|
| | | | | | 令和4年度 | | | | 備考 | | |
| 項目 | 第1四半期 | | 第2四半期 | | 第3四半期 | | 第4四半期 | | | | |
| 環境放射線量測定業務委託 | 測定業務の発 | | → | | | | | | | 測定結果は、随時HPで公表する | |
| 公園環境放射線量測定業務委託 | 測定業務の発 | | → | | | | | | | 測定数値を公園内の線量表示板に記入するほか、HPで公表する | |
| 放射線量マップ作成業務 | マップの配布及びHP掲載 | HP掲載データ作成業務発注 | 拡大印刷マップを支所掲示 | HPで公表 | 全市放射線量測定業務発注 | 測定及び結果の集計 | マップ印刷業務発注 | マップ納品 | 第1四半期にHP上で公表するものは、前年度(R3年度)に作成したマップになり、R4年度に作成するマップはR5年度第1四半期に公表 | | |
| 福島市放射能モニタリング支援業務 | 支援業務の発 | | → | | | | | | | | |
| サーベイメータ校正 | | | 発注 | → | | | | | | | CsIシンチレーションサーベイメータの校正 |
| その他(議会等) | | | | | | | | | | | |

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合は必ずしも記載してください。

(注)平成〇〇年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

福島県（福島市）帰還環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| NO. | 3 | 事業名 | 福島市仮置場等モニタリングポスト設置事業 | 事業番号 | (3)-23-3 |
|--|---|------------------------------|----------------------|------------------------------|----------|
| 交付団体 | | 福島市 | 事業実施主体（直接/間接） | 福島市（直接） | |
| 総交付対象事業費 | | (73,308) (千円) 76,938 (千円) | 全体事業費 | (73,308) (千円) 76,938 (千円) | |
| 帰還・移住等環境整備に関する目標 | | | | | |
| <p>「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号）に基づき策定した「福島市ふるさと除染実施計画」（法定計画）において、市またはコミュニティ単位で設置した仮置場や仮々置場（以下、仮置場等）の周辺地の放射線の状況を定期的に測定して公表するよう規定されているため、継続的に空間線量率が測定可能なモニタリングポストを設置した。</p> <p>これにより、仮置場等設置地区住民の不安軽減と安全・安心の確保に寄与するとともに、中間貯蔵施設への輸送が完了した仮置場等について早期の原状回復を目指し返地を進めることで、市民の放射能に対する不安を払拭する。</p> | | | | | |
| 事業概要 | | | | | |
| 1 仮置場等の周辺地（埋立処分地の入口）に、継続的に空間線量率が測定可能なモニタリングポストを以下の基準により設置する。 | | | | | |
| (1) 設置台数は、原則、仮置場等 1 箇所につき 1 台とする。 | | | | | |
| (2) 設置場所は、仮置場等の周辺地（埋立処分地の入口）とし、地域住民や関係機関と協議のうえ決定する。 | | | | | |
| (3) 設置期間は、仮置場等本体が撤去されるまでの期間とする。 | | | | | |
| (4) 計測データ（空間線量率）は、市で一括管理し、定期的に地域住民へ公表する。 | | | | | |
| 2 モニタリングポストの主な仕様は以下のとおりとするが、必要に応じ逐次見直しや変更を行う。 | | | | | |
| (1) 地上高 1 m にシンチレーション式放射線検出器を内蔵し、計測した空間線量率を大型 LED 表示板に表示する。 | | | | | |
| (2) 太陽電池モジュールを有し、外部電源不要とする。 | | | | | |
| (3) 計測したデータを一定期間保存することが可能なものとする。 | | | | | |
| 3 事業費 | | | | | |
| (1) 購入・設置費（H26, 28, 29, 30, R1） … 購入及び設置費用 51,863 千円（税込） | | | | | |
| (2) 維持管理費（H27, 28, 29, 30, R1, R2, R3, R4） … 年間メンテナンス費用 20,940 千円（税込） | | | | | |
| (3) 撤去・処分費（R2, R3, R4） … 撤去及び処分費用 4,135 千円（税込） | | | | | |
| 4 福島市総合計画における位置付け | | | | | |
| 総合計画の重点施策 2 「復興創生のための放射線対策と風評払拭の推進」、個別施策 5 「放射線対策の充実」の「(3) 空間放射線量のモニタリング・食の安心安全の確保」及び「(7) 除染後の安心安全」に位置付けされるものである。 | | | | | |

当面の事業概要

<令和4年度>

事業費内訳 維持管理費 … 年間メンテナンス費用 2,739千円

撤去・処分費 … 撤去及び処分費用 891千円

※撤去・処分については、仮置場等の撤去の進捗によりメンテナンスに振り替える可能性があります。

◆仮置場

| No | 名称 | 状況 | 撤去・処分 | メンテナンス |
|----|-----------------|----------|-------|--------|
| 1 | 大波 | 輸送完了 | 撤去済 | |
| 2 | 東部第1 | 輸送完了 | | ○ |
| 3 | 松川 | 除去土壌搬入完了 | | ○ |
| 4 | 渡利 | 輸送完了 | | ○ |
| 5 | 飯野・立子山 | 除去土壌搬入完了 | | ○ |
| 6 | 信陵第1 | 輸送完了 | 撤去済 | |
| 7 | 中央東第1 | 輸送完了 | 撤去済 | |
| 8 | 蓬萊 | 除去土壌搬入中 | | ○ |
| 9 | 中央西 | 輸送完了 | 撤去済 | |
| 10 | 清水第1 | 除去土壌搬入完了 | | ○ |
| 11 | 立子山 | 輸送完了 | | ○ |
| 12 | 中央東第2 | 除去土壌搬入完了 | | ○ |
| — | 飯坂第1 (吾妻第3へ移設) | 輸送完了 | — | — |
| 13 | 清水第2 | 輸送完了 | ○ | |
| 14 | 北信第1 | 輸送完了 | ○ | |
| 15 | 信陵第2 | 輸送完了 | | ○ |
| 16 | 飯坂第2 | 輸送完了 | | ○ |
| 17 | 北信第2 | 輸送完了 | | ○ |
| 18 | 吉井田 | 輸送完了 | 保管のみ | |
| 19 | 信夫第1 | 除去土壌搬入完了 | 保管のみ | |
| 20 | 信夫第2 | 輸送完了 | 保管のみ | |
| 21 | 西第1 | 輸送完了 | 保管のみ | |
| 22 | 北信第4 | 輸送完了 | 保管のみ | |
| 23 | 信夫第3 | 輸送完了 | | ○ |
| 24 | 信夫第4 | 輸送完了 | | ○ |
| 25 | 信夫第5 | 輸送完了 | | ○ |
| 26 | 信陵第3 | 輸送完了 | | ○ |
| 27 | 東部第2 | 輸送完了 | | ○ |
| 28 | 吾妻第1 | 除去土壌搬入完了 | | ○ |
| 29 | 吾妻第2 | 輸送完了 | 保管のみ | |
| 30 | 吾妻第3 (飯坂第1より移設) | 除去土壌搬入中 | ○ | |

◆仮々置場 (※当面の間、仮置場の設置予定なし)

| No | 名称 | 状況 | 購入・設置 | メンテナンス |
|----|-----|----------|-------|--------|
| 1 | 飯野A | 除去土壌搬入完了 | | ○ |

◆埋立処分場

| No | 名称 | 状況 | 購入・設置 | メンテナンス |
|----|--------------|----------|-------|--------|
| 1 | 松川町金沢埋立処分場 | 焼却灰を仮保管中 | | ○ |
| 2 | 松川町金沢第二埋立処分場 | 焼却灰を仮保管中 | | ○ |

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本事業の実施により、仮置場等設置地区住民はもとより市全体においても放射性物質保管への不安軽減を図り、仮置場等の必要性や安全性についての理解を深めてもらう。

また、中間貯蔵施設への輸送が完了した仮置場等について早期の原状回復を目指し返地を進めることで、市民の放射能に対する不安を払拭し、地域の帰還・移住等環境整備の促進に寄与する。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

| | |
|------|--|
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |

基幹事業との関連性

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

(参考様式)

福島県(福島市)福島再生加速化交付金事業計画 福島再生加速化交付金事業等工程表(令和4年度)

令和4年1月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| 交付団体 | 福島市 | No. | 3 | 事業番号 | (3)-23-3 | 事業名 | 令和4年度 | 福島市仮置場等モニタリングポスト設置事業 | 事業実施主体 | 福島市 | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------------------|-----|---|------|----------|-----|-------|----------------------|--------|-----|--|--|-------|--|--|--|---|
| 項目 | 第1四半期 | | | | 第2四半期 | | | | 第3四半期 | | | | 第4四半期 | | | | 備考 |
| | 維持管理 (本体メンテナンス、 測定器準校正等) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| データ収集・整理、 地区住民への公表 | | | | | | | | | | | | | | | | | 収集したデータ(空間線量率) については、定期的に仮置場 等設置地区住民へ公表 |
| 本体撤去・処分 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)平成〇〇年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

福島県（福島市）帰還環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|------------------------------|---------------|------------------------------|------|----------|
| N0. | 5 | 事業名 | 放射線相談員配置事業 | 事業番号 | (3)-24-1 |
| 交付団体 | 福島市 | 事業実施主体（直接/間接） | 福島市（直接） | | |
| 総交付対象事業費 | (19,786) (千円) 22,447 (千円) | 全体事業費 | (19,786) (千円) 22,447 (千円) | | |
| 帰還・移住等環境整備に関する目標 | | | | | |
| 放射能・放射線と健康にかかる相談員を配置し、健康不安の軽減を図り、地域の復興・再生に寄与する。 | | | | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>(1) 目的：放射線の不安を抱えている市民の不安軽減 原発事故による放射線の健康影響について、心配と不安により運動不足やストレスから心身の不調を起している市民もあり、生活習慣病を誘発しかねない。 このため相談員を配置して、放射能・放射線にかかる複合的な相談に対して、相談員が聞き取りを実施し、市民の不安内容を関連機関等に確認し回答を行うなど、不安軽減のアドバイスを行う。</p> <p>(2) 方法：健康講座などの企画立案・実施や個別相談業務 放射線防護並びに健康対策など不安軽減を目的に実施する健康講座等を企画立案し、医師等に講師をお願いして行う講座のほか、市内各地の学習センターや集会所における地域住民との学習会への参加、また、市内事業所からの要望による出前講座を実施することで、市民の不安軽減につなげる。併せて、住民からの個別の相談にも応じる。 更に、福島市の実施している「内部被ばく検査」に同行し、検査の目的やその結果の捉え方を個別にその場で説明し、市民それぞれの理解を促す。</p> <p>(3) その他 令和 4 年度 会計年度任用職員費 2,557 千円 普通旅費 82 千円 消耗品費 22 千円 計 2,661 千円 会計年度任用職員費（人件費）について 賃金月額 151,161 円（市定額） 通勤手当 6,600 円（月額見積）ほか</p> <p>(4) 福島市総合計画における位置付け 総合計画の重点施策 2 「復興・創生のための放射線対策と風評払拭の推進」、個別施策 5 「放射線対策の充実」の「(2) 健康管理の支援」に位置づけられている。</p> | | | | | |

| | |
|--|--|
| 当面の事業概要 | |
| <p><令和4年度> 放射線と健康にかかる講座・座談会の開催。内部被ばく検査実施時における受検者との個別相談。相談窓口の対応。</p> <p><令和5年度> 放射線と健康にかかる講座・座談会の開催。内部被ばく検査実施時における受検者との個別相談。相談窓口の対応</p> | |
| 地域の帰還・移住等環境整備との関係 | |
| 放射線相談員配置事業により、避難者や帰還しても放射線の健康影響や不安を持っている方などに対し、相談やアドバイスを行うことで、放射線への不安軽減を促すことで、地域の振興・再生及び避難住民の早期帰還の促進につながる。 | |
| 関連する事業の概要 | |
| | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|------------------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(参考様式)

福島県(福島市)福島再生加速化交付金事業計画 福島再生加速化交付金事業等工程表(令和4年度)

令和4年1月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| 交付団体 | No. | 事業番号 | 事業名 | 放射線相談員配置事業 | 事業実施主体 | 福島市 |
|---------|-------|----------|-------|------------|----------------------|-----|
| 福島市 | 5 | (3)-24-1 | 令和4年度 | | | |
| 項目 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 備考 | |
| 研修 | → | | | | 随時必要に応じて実施 | |
| 講座の開催 | | → | | | | |
| 相談の対応 | → | | | | 随時 | |
| WBC検査相談 | → | | | | 地区巡回検査同行 学校巡回検査同行 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)平成〇〇年度未までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-4)

福島市 帰還・移住等環境整備事業計画 令和4年度 帰還・移住等環境整備事業等

省庁名: 内閣府

令和4年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 直接/間接, 基本国費率(a)(注3), 交付対象事業費(b), 交付対象事業費のうち福島県又は避難指示・解除区域市町村等以外の者が負担する額を減じた額(c), うち交付金交付額基幹事業の場合(d)=a×b+(c-a×b)/2(注6), 効果促進事業等の場合(d)=0.8c, 年度間調整額(国費)(e), 調整後の交付金交付額(f)=d-e, 備考

Summary table with columns: 県名, 市町村名, 担当部局名, 電話番号, 担当者氏名, メールアドレス

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様)
(注4、5)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。
(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。
(注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。
(注7)基金を造成して帰還・移住等環境整備事業等を実施する場合においては、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。